令和４年５月２６日

海外へのコメ・コメ加工品輸出に係る規制対応経費支援のご案内について

　　コメ・コメ加工品の輸出に当たっては、輸出先国・地域の規制への対応が必要となる場合があります。そのため、輸出先国・地域の規制への対応を図るために行うデータの収集や規制当局への協議、食品ラベル表示に当たって必要となる栄養分析等に要する経費を令和３年度補正予算の「コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業」により下記のとおり支援いたします。

記

１　対象者

　　戦略的輸出事業者

２　補助対象

　 コメ・コメ加工品を対象に輸出先国・地域の規制への対応を図るための以下の経費を支援します。

①　輸出先国・地域の規制に対応するためのデータの収集や規制当局への協議等に要する経費

②　食品ラベル表示（栄養表示等）に当たって必要となる栄養分析等に要する経費

※　②については、輸出先国・地域の食品ラベル表示義務項目が日本の食品表示項目等と異なる場合のみ補助対象となります。（例：飽和脂肪酸やトランス脂肪酸の栄養表示等）

※　機器・備品費及び借上げ費は補助対象となりません。

３　補助の上限

　　２の②の栄養分析等に要する経費については、１事業者あたり10件、１件当たり５万円を上限とします。

（分析費用は補助対象としますが、サンプル費用及び発送料は補助対象外です。）

４　計画申請手続

　２の①の申請については様式１－①（規制対応に係る取組概要、実施時期、経費内訳（委託先の見積明細書等を添付））、２の②の申請については様式１－②（分析機関の見積書等を添付）を作成し、令和５年１０月３０日までに一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（以下「全米輸」という。）へ申請して下さい。

全米輸にて審査の上、必要と認められる場合には全米輸が実施計画を承認します。

５　実施報告及び支払申請手続

　　２の①については様式２－①の海外へのコメ・コメ加工品輸出に係る規制対応経費支援事業実施報告書及び支払申請書（輸出規制の対応内容、実施時期、委託先からの報告書等を添付）、２の②については様式２－②の栄養成分等の分析費用支援実施報告書及び支払申請書に、それぞれ支払申請書添付資料（別添１）及び領収書添付台紙（別添２）を添えて、令和５年３月１０日までに全米輸へ申請して下さい。全米輸が支払申請を審査・補助金支払いを実施します。

６　その他

戦略的輸出事業者は、本事業の活用により支援を受けて行う取組のためのコメ・コメ加工品の輸出に当たり輸出先国の植物検疫や食品衛生に係る規制に関係する可能性のある問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、速やかに情報提供を行うものとします。

また、本事業の活用により支援を受ける戦略的輸出事業者は、支援を受けることとなる取組の内容にかかわらず、上記問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、情報提供を行うこととします。

なお、当該情報提供を行ったことをもって、全米輸及び農林水産省が当該問題を解決することを約束するものではないことに留意してください。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】  一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会  　事務局　仲地、伊藤  E-mail:jimukyoku@zenbeiyu.or.jp TEL:０３－５６４３－１７２０ |